

廃棄物処理法の運用に関するよくある質問（Q & A）

～許可申請全般に関するQ & A～

Q 1：産業廃棄物の処理業の許可を取りたいときはどうすればよいか？

A 1：環境整備課のHPに各申請の手引き・申請様式を掲載していますので、これに基づいて申請書を作成し、管轄する保健所へ提出して下さい。

Q 2：各申請書の提出部数は？及び提出先は？

A 2：提出部数は正副2部になっています。受付印を押印した写しが必要な場合は3部提出してください。（郵送の場合は返信用封筒を同封してください）
提出先は主たる事業所の所在地を管轄する保健所となっています。

県外業者で県内に事業所を有しない場合には、主たる積み降ろしを行う港の所在地を管轄する保健所になります。（※）

那覇市内の港で積替え保管を行う場合は那覇市の許可も必要になります。

※那覇港、浦添埠頭は南部保健所（又は那覇市）、中城湾港は中部保健所

Q 3：事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類とは何か。

講習会の受講者に決まりはあるか？

A 3：事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施している業の種類に応じた講習会を受講し、その修了証を添付する必要があります。修了証の有効期限は、新規過程5年間、更新過程2年間となっています。

また、講習会修了者は、次の者である必要があります。

○個人の場合、申請人又は使用人

○法人の場合、代表者又は役員（監査役を除く（※））、使用人

※「監査役」は業を監督する立場の役職ではないことから講習会の受講者には含まれません。

Q 4：変更許可を受ける際に、更新許可を行った際の受講証を添付できるか？

A 4：講習会の受講証の有効期間は新規課程5年、更新過程2年としていますが、変更許可申請時には、現在受けている許可の有効期間内であれば、更新過程の受講から3～4年が経過してても、その許可の事業範囲を変更する変更許可申請において同じ受講証を添付することが可能です。

Q 5 : 県外で講習会を受講する予定で申し込みをしているが、先に申請書を受け付けてもらえるか？

A 5 : できません。受講証の添付は許可要件となっています。なお、講習会の受講後であれば、日本産業廃棄物処理振興センターが発行する受講証明書をもって申請を受付することができます。

Q 6 : 事業場の土地の地目が農地でも許可を得ることは可能か？

A 6 : 原則としてできません。農地法や都市計画法等で土地利用に規制がかかっているということは当該土地を産業廃棄物処理業の用途に使用する権限を有しないと判断されることから、他法令に係る手続きは予め行ってください。許可申請と並行して行う場合には、他法令の調整状況を報告してください。

Q 7 : 那覇市が中核市に移行したが、許可申請で注意することはあるか？

A 7 : 収集運搬業については、那覇市のみで業を行うのであれば那覇市長の許可のみ、那覇市と那覇市以外でも業を行うのであれば県知事の許可のみで収集運搬業を行うことができます。(ただし、那覇市内での積替え保管を伴う場合には、県知事の許可に加え、那覇市長の許可も必要になります。) 処分業については、事業場(処理施設の設置場所)が那覇市内にあれば那覇市長の許可、那覇市以外にあれば県知事の許可が必要です。

Q 8 : A保健所管内で収集運搬業の許可を受けていたが、事業場がB保健所管内に移転したが、どこに変更届を提出するのか？

A 8 : 許可証を受けた際に管轄していたA保健所に提出してください。保健所間でやりとりを行い、現場確認が必要な場合や許可証の再交付がある場合にはB保健所から連絡を行います。

Q 9 : 県外からの申請の場合、沖縄県証紙の購入はどうすればよいか？

A 9 : 沖縄県証紙売りさばき所では郵送販売を行っているところもありますので、沖縄県会計課ホームページの「沖縄県証紙について」をご確認ください。
(<http://www.pref.okinawa.jp/site/suito/kaikei/kokuhi/kensyoushiurisabakisyo.html>)
また、申請予定の時期なども踏まえ、申請予定の保健所担当者にもご相談ください。

Q10：申請を取り下げた場合、県証紙の払戻しは可能か？

A11：沖縄県証紙条例第6条に基づき、一度消印した証紙は払戻しできません。

Q11：沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に基づく事前協議が必要なのはこういった時か？

A12：産業廃棄物収集運搬業の場合（特別管理産業廃棄物を含む）

- ・積替え保管施設を新たに設ける場合や所在地を変更する場合
- ・保管面積及び保管上限を10%以上増加する場合
- ・保管する産業廃棄物の種類を追加する場合

産業廃棄物処分業の場合（特別管理産業廃棄物を含む）

- ・焼却施設（小型焼却炉を含む）・熱分解施設を新たに設ける場合や所在地を変更する場合
- ・同施設の処理能力を10%以上増加する施設の変更を行う場合
- ・同施設で処理を行う又は保管する産業廃棄物の種類を追加する場合
- ・同施設で処分するための保管面積・保管上限を10%以上増加する場合

産業廃棄物処理施設（特別管理産業廃棄物を含む）

- ・最終処分場等を処理設置する場合（HP掲載の要綱を参照）

(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/settisidouyoukou.html>)